

奈良県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療法人 雄信会	檀原市膳夫町 四七七―一七	社会福祉 法人一晃 会	北葛城郡広陵 町大字三吉一 七九九―一	医療法人 康成会	北葛城郡河合 町星和台二― 一―二〇	名称 主たる事務 所の所在地	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所	居宅サービスの 種類	指定年月日
大和三山 保健施設	檀原市膳夫町 四七七―一七	介護老人 保健施設 かぐやの 里	北葛城郡広陵 町大字三吉一 七九九―一	短期入所療養介 護、介護予 防短期入所療 養介護	平成三十 年四月一 日					